

新 第2次長野県消費生活基本計画策定事業

1 趣旨

長野県消費生活基本計画の計画期間が平成29年度末で終了することから、平成29年度末までに次期長野県消費生活基本計画を策定する。

特殊詐欺をはじめとし、悪質商法等の手口の巧妙化など消費者被害は後を絶たず、消費者トラブルは複雑・深刻化している。消費者被害を防止し消費者の自立を支援するためには、消費者教育が重要な位置付けから、現計画では同時に長野県消費者教育推進計画を併記している。

庁内各部局が一層連携して、消費者教育を含む消費者施策を計画的・効果的に推進し、消費生活の安心・安全を確保するため、引き続きこれらの計画を策定する。

2 計画の内容

(1) 計画の期間 平成30年度～平成34年度（5年間）

(2) 計画の位置づけ

ア 長野県消費生活条例第3条（県の責務）の規定に基づき、具体的な消費者施策を計画的に実施するために策定

イ 消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づく消費者教育推進計画として策定

(3) 策定する内容（施策の展開）

ア 消費生活における安全・安心の確保

イ 消費者の自立支援、消費者教育の推進

ウ 消費者被害からの迅速な救済

(4) 計画策定の意義

ア 施策の実施時期、目標値、実現手段等を明らかにすることにより着実な施策の推進を図る。

イ 部局間で連携して施策を展開する上で有効である。

ウ 計画の策定及び推進、普及の過程で県民の参画を得る。

3 策定スケジュール

区 分	29年度			30年度
消費生活審議会 (消費者教育推進 地域協議会)	諮問 ① 8月	答申素案 ② 10月	答申案 ③ 11月	
	← 計画案 →			
県			計画決定 1月 計画書印刷	実施
県民意見募集	○ 答申素案	○ 計画案		

4 予算要求額

1,915千円（一般財源747千円、国交付金（10/10）1,168千円）

